

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（通所リハビリテーション）

令和4年（2022年）10月

■通所リハビリテーション（1日あたり）

区 分	要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	539 円	1,077 円	1,615 円	622 円	1,243 円	1,865 円	704 円	1,408 円	2,111 円	811 円	1,621 円	2,431 円	915 円	1,830 円	2,744 円
4時間以上 5時間未満	609 円	1,218 円	1,827 円	703 円	1,405 円	2,108 円	797 円	1,593 円	2,389 円	917 円	1,834 円	2,751 円	1,037 円	2,073 円	3,109 円
5時間以上 6時間未満	683 円	1,365 円	2,047 円	805 円	1,610 円	2,415 円	926 円	1,851 円	2,776 円	1,069 円	2,137 円	3,205 円	1,209 円	2,418 円	3,627 円
6時間以上 7時間未満	781 円	1,561 円	2,341 円	924 円	1,847 円	2,770 円	1,062 円	2,124 円	3,186 円	1,227 円	2,454 円	3,681 円	1,389 円	2,778 円	4,167 円
7時間以上 8時間未満	831 円	1,661 円	2,492 円	980 円	1,960 円	2,939 円	1,131 円	2,263 円	3,394 円	1,310 円	2,619 円	3,928 円	1,483 円	2,966 円	4,449 円

※当施設の基本的な利用時間は「6時間以上7時間未満」となります。  
 ※上記金額には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を含みます。  
 ※令和3年度より通常規模型で算定しております。

食事提供	635円/日	管理栄養士が、栄養や味付け等を十分に考慮して食事を提供します。
日常生活費	160円/日	おしぼり、ティッシュ、シャンプー・リンス、ボディソープやレクリエーションで使用する折り紙、塗り絵、刺し子、パズル、習字等の費用です。

【加算料金】

加 算 項 目	負 担 割 合			算 定 要 件	
	1割	2割	3割		
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 提 供 体 制 加 算	3時間以上4時間未満	13円/日	26円/日	26円/日	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定しており、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
	4時間以上5時間未満	18円/日	35円/日	35円/日	
	5時間以上6時間未満	22円/日	43円/日	43円/日	
	6時間以上7時間未満	26円/日	52円/日	52円/日	
	7時間以上	30円/日	60円/日	60円/日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円/日	47円/日	71円/日	サービスを提供する職員のうち、介護福祉士が70%以上、または10年以上勤務している介護福祉士が25%以上の場合に算定します。ご利用者全員に算定します。	
入浴介助加算（Ⅰ）	43円/回	86円/回	128円/回	入浴介助を行った場合に算定します。	
入浴介助加算（Ⅱ）	64円/回	128円/回	192円/回	上記の（Ⅰ）の算定要件に加えて、ご利用者の居宅を訪問し、福祉用具などの環境整備に係る助言をし、それを踏まえて個別の入浴計画を作成したうえで、その計画に基づき、ご利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行った場合、こちらを算定します。	

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	開始日から6月以内	597円/月	1,194円/月	1791円/月	原則として月4回以上ご利用で、リハビリテーション計画を作成し、計画に基づいたリハビリテーションの提供や記録、見直しを行っており、リハビリテーション会議の開催や、医師が通所リハビリテーション計画についてご家族に説明し、ご利用者の同意を得る等、一定の基準を満たした場合に算定します。
	開始日から6月超	256円/月	512円/月	768円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	開始日から6月以内	633円/月	1,265円/月	1,897円/月	「リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ」の算定要件に加えて、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容情報を国に (LIFE) 提出し、リハビリテーションの提供に当たり、当該情報をリハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用している場合に算定します。
	開始日から6月超	292円/月	583円/月	874円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ	開始日から6月以内	885円/月	1,770円/月	2,655円/月	原則として月4回以上通所している場合で、医師、理学療法士、作業療法士等が連携してリハビリテーション実施計画を作成し、計画に基づいたリハビリテーションの提供や記録、定期的な見直しを行っている場合に加えて、リハビリテーション会議の開催や、医師が通所リハビリテーション計画についてご家族に説明し、ご利用者の同意を得る等、一定の基準を満たした場合に算定します。これまでの「リハビリテーションマネジメント加算 (III)」から名称が変更になりました。
	開始日から6月超	544円/月	1,088円/月	1,631円/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ	開始日から6月以内	920円/月	1,840円/月	2,760円/月	「リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ」の算定要件に加えて、ご利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容情報を国 (LIFE) に提出し、リハビリテーションの提供に当たり、当該情報をリハビリテーションの適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用している場合に算定します。
	開始日から6月超	579円/月	1,158円/月	1,737円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院退所後3ヶ月以内	118円/回	235円/回	352円/回	医師、理学療法士、作業療法士等が連携してリハビリテーション実施計画を作成し、計画に基づいて個別に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)		256円/回	512円/回	768円/回	医師が認知症と判断されたご利用者に、医師、理学療法士、作業療法士等が連携してリハビリテーション実施計画を作成し、計画に基づいて通所開始から3月以内の期間に個別に集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)		2,047円/月	4,094円/月	6,141円/月	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) の算定要件に加え、1月に4回以上リハビリテーションを実施していること、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施していること等、一定の基準を満たした場合に算定します。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内	1,333円/月	2,665円/月	3,998円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、ご利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、能力の向上を支援した場合に算定します。
栄養改善加算		214円/回	427円/回	640円/回	低栄養状態にあるご利用者に対して、管理栄養士を中心に行われる栄養改善サービスが提供された場合、月2回を限度に算定します。必要に応じ居宅を訪問する必要があります。(原則3月以内、月2回を限度)
重症療養加算		107円/日	214円/日	320円/日	要介護度3以上であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)		22円/回	43円/回	64円/回	ご利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとにご利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報 (医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。) を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)		6円/回	11円/回	16円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し、当該利用者の栄養状態に係る情報 (医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。) を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。

栄養アセスメント加算	54円/月	107円/月	160円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が、共同して栄養アセスメントを実施し、ご利用者またはご家族に対して結果を説明し、相談等必要に応じて対応したうえで、栄養状態等の情報を国（LIFE）に提出し、栄養管理について当該情報の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
口腔機能向上加算（Ⅰ）	160円/回	320円/回	480円/回	口腔機能が低下している又はそのおそれがあるご利用者に対して、言語聴覚士を中心に口腔機能改善管理計画を作成し、口腔ケアを行うとともに定期的な見直しを行っている場合に算定します。 （月2回限度、原則3月以内）
口腔機能向上加算（Ⅱ）	171円/回	342円/回	512円/回	上記の「口腔機能向上加算（Ⅰ）」に加えて、口腔機能改善管理指導計画等の情報を国（LIFE）に提出し、口腔機能向上サービスの実施のため、適切かつ有効な情報を活用している場合に算定します。
中重度者ケア体制加算	22円/日	43円/日	64円/日	要介護度3以上のご利用者が総数の30%を占める場合で、看護師の配置が一定基準を満たしている場合に算定します。
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-51円/回	-101円/回	-151円/回	事業者が送迎を行わない場合、片道につき47単位を所定単位から減算し算定します。
移行支援加算	13円/日	26円/日	39円/日	「社会参加支援加算」から名称が変更になりました。これまでのリハビリテーションを行い、ご利用者の社会参加等を支援した場合に加え、リハビリを終え指定の通所介護等の事業所へ移行にあたり、リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	43円/月	86円/月	128円/月	ご利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を国（LIFE）に提出し、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用している場合に算定します。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×47/1,000			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定します。ご入所者全員に算定します。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×20/1,000			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に介護職員処遇改善加算に上乗せして算定します。ご入所者全員に算定します。
介護職員等ベースアップ等加算	所定単位数×10/1,000			取得している介護職員処遇改善加算が基準を満たしている場合に介護職員処遇改善加算に上乗せして算定します。ご利用者全員に算定します。

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご入所者の負担額（保険1割～3割負担分）を算定していますので、月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。

【その他の料金】

文書料	各種診断書	1,100円/1通	各種診断書、その他証明文書等を作成した場合には、毎月の利用料金と一緒に請求します。
	その他	550円/1通	
個別教養費	特にご入所者個人が希望され提供する教材費の実費を、毎月の利用料と一緒に請求します。		
おむつ	パットタイプ 10円/1枚		
	パンツタイプ サイズM 16円/1枚 サイズL 18円/1枚		
	介護式 25円/1枚		
クラブ活動費	押し花 200円 水彩画 100円 料理 100円 生け花 300円 手芸 200円 パソコン 50円 フラワーアレンジメント 200円 ペーパーフラワー 50円		
ワクチン接種料	任意接種 実費		

箕面市立介護老人保健施設・利用料金表概要（介護予防通所リハビリテーション）

令和4年（2022年）10月

■介護予防通所リハビリテーション（1月あたり）

区 分	要支援1			要支援2		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護予防通所 リハビリテーション費	2,523円	5,045円	7,567円	4,691円	9,381円	14,072円
上記金額には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、運動器機能向上加算を含みます。						
食事提供	635円/日	管理栄養士が、栄養や味付け等を十分に考慮して食事を提供します。				
日常生活費	160円/日	おしぼり、ティッシュ、シャンプー・リンス、ボディソープやレクリエーションで使用する折り紙、塗り絵、刺し子、パズル、習字等の費用です。				

【加算料金】

加 算 項 目	負 担 割 合			算 定 要 件	
	1割	2割	3割		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	94円/月	188円/月	282円/月	サービスを提供する職員のうち、介護福祉士が70%以上、または10年以上勤務している介護福祉士が25%以上の場合に算定します。ご利用者全員に算定します。
	要支援2	188円/月	376円/月	563円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内	600円/月	1,199円/月	1,798円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、ご利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、能力の向上を支援した場合に算定します。
運動機能向上加算		240円/月	480円/月	720円/月	医師、理学療法士、作業療法士等が連携して運動器機能向上計画を作成し、計画に基づきリハビリテーションの提供や記録、定期的な見直しを行っている場合に算定します。ご利用者全員に算定します。
栄養改善加算		214円/回	427円/回	640円/回	低栄養状態にあるご利用者に対して、管理栄養士を中心に行われる栄養改善サービスが提供された場合、月2回を限度に算定します。必要に応じ居宅を訪問する必要があります。（原則3月以内、月2回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		22円/回	43円/回	64円/回	ご利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとにご利用者の口腔の健康状態および栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		6円/回	11円/回	16円/回	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。
栄養アセスメント加算		54円/月	107円/月	160円/月	管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が、共同して栄養アセスメントを実施し、ご利用者またはご家族に対して結果を説明し、相談等必要に応じて対応したうえで、栄養状態等の情報を国（LIFE）に提出し、栄養管理について当該情報の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定します。
口腔機能向上加算（Ⅰ）		160円/回	320円/回	480円/回	口腔機能が低下している又はそのおそれがあるご利用者に対して、言語聴覚士を中心に口腔機能改善管理計画を作成し、口腔ケアを行うとともに定期的な見直しを行っている場合に算定します。 （月2回限度、原則3月以内）

口腔機能向上加算（Ⅱ）	171円/回	342円/回	512円/回	上記の「口腔機能向上加算（Ⅰ）」に加えて、口腔機能改善管理指導計画等の情報を国（LIFE）に提出し、口腔機能向上サービスの実施のため、適切かつ有効な情報を活用している場合に算定します。	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	512円/月	1,024円/月	1,536円/月	選択的サービス（運動機能向上サービス及び口腔機能向上サービス）を実施した場合に算定します。	
事業所評価加算	128円/月	256円/月	384円/月	選択的サービス実施に対する評価として、一定期間におけるご利用者の要支援状態の改善・維持に着目して、一定割合を上回る場合に算定します。	
長期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化のための減算	要支援1	-22円/月	-43円/月	-64円/月	利用開始日の属する月から12月（1年）超、要支援1の場合。
	要支援2	-43円/月	-86円/月	-128円/月	利用開始日の属する月から12月（1年）超、要支援2の場合。
科学的介護推進体制加算	43円/月	86円/月	128円/月	ご利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を国（LIFE）に提出し、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用している場合に算定します。	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×47/1,000			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定します。ご入所者全員に算定します。	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×20/1,000			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に介護職員処遇改善加算Ⅰに上乗せして算定します。ご入所者全員に算定します。	
介護職員等ベースアップ等加算	所定単位数×10/1,000			取得している介護職員処遇改善加算が基準を満たしている場合に介護職員処遇改善加算Ⅰに上乗せして算定します。ご利用者全員に算定します。	

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしてご入所者の負担額（保険1割～3割負担分）を算定していますので、月額での請求時に若干の差異が生じる場合があります。

【その他の料金】

文書料	各種診断書	1,100円/1通	各種診断書、その他証明文書等を作成した場合には、毎月の利用料金と一緒に請求します。
	その他	550円/1通	
個別教養費	特にご入所者個人が希望され提供する教材費の実費を、毎月の利用料と一緒に請求します。		
おむつ	パットタイプ 10円/1枚		
	パンツタイプ サイズM 16円/1枚 サイズL 18円/1枚		
	介護式 25円/1枚		
クラブ活動費	押し花 200円 水彩画 100円 料理 100円 生け花 300円 手芸 200円 パソコン 50円 フラワーアレンジメント 200円 ペーパーフラワー 50円		
ワクチン接種料	任意接種 実費		